

OSS申請における保管場所標章の郵送交付についてのご案内

令和5年10月2日から～

OSSポータルサイト上で、保管場所標章の郵送希望の有無を入力できます！



- OSSによる申請が対象（警察署窓口での紙申請は対応していません。）

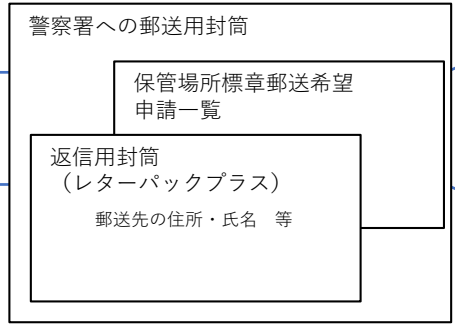


- 現地調査等による審査

【封筒郵送のタイミング】
「保管場所標章交付手数料」を納付してから、保管場所を管轄する警察署に返信用のレターパックプラスを郵送



- 返信用封筒はレターパックプラスを使用
 - 郵送先の住所、氏名、電話番号等の記載
 - 保管場所標章郵送希望申請一覧の作成
(都道府県警察のホームページからダウンロード)
- ※ 郵送に要する費用は全て自己負担です



- 保管場所標章の受領
- 保管場所標章を車両に貼付